

議案第72号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員」を「第5条第5項に規定する教育職員」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

自己啓発等休業をすることができる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の自己啓発等休業に関する条例（抄）

（適用除外）

第2条 この条例の規定は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1
第5条第5

項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給
項に規定する教育職員

料表の適用を受ける職員には適用しない。